

令和 8 年 6 月定例教育委員会会議録

日 時 令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 1 時 30 分から
場 所 市役所南別館 3 階 教育委員会室

出席者

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、高木委員

説明者：野崎教育部長、清水教育政策課長、宮元教育施設課長、竹之内学校教育課長、湯田生涯学習課長、徳永文化財課長、南野学校給食課長、紺谷美術館長、田之上都城島津邸館長、財部高城地域生活課長

事務局：山崎教育政策課副課長、豊増教育政策課副主幹、大田教育政策課主査

1. 開会

教育長は、令和 8 年 6 月定例教育委員会の開会を宣言した。

併せて、委員会終了時刻は午後 4 時半頃を予定している旨が説明された。

2. 市民憲章朗読

3. 前会議録の承認

教育長は、令和 8 年 3 月定例教育委員会の会議録の確認を各委員に依頼した。

4. 会議録署名委員の指名

都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定に基づき、会議録署名委員として高木委員及び赤松委員が指名された。

5. 教育長報告

5.1 議事の一部非公開について

教育長から、教育長報告の中の虐待に関する案件について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、会議を非公開とすることが提案され、異議なく承認された。

5.2 5 月の子どもたちの頑張り（5 月の報道から）について

教育長は、5 月の新聞報道等を中心に報告を行った。

今町小学校においては、国スポ・障スポダンスのイメージソング「ひなたのチカラ」に関する出前授業として、県女子体育連盟の指導のもと、イメージソングに合わせた創作ダンスの練習が行われていることが報告された。

また、西岳中学校が子どもの読書活動優秀実践校として、文部科学大臣表彰に選ばれたことが報告された。同校は令和 6 年度に、一年間を見通した読書計画のもと、生徒会活動や教育課程の工夫等により読書量・貸出冊数が 3 倍増となった実績が高く評価されたものである。

同校には図書室がなく、多目的室の周囲に書架を設置して対応している環境のなかで達成した成果であることが特筆された。

学校教育課が作成した中学校部活動動画（部活動の自主練に役立てることを目的としたサイト）についても紹介があった。山田中学校バレーボール部の練習動画を例として映写し、ボールを見ずにコントロールする練習法を紹介するものであることが説明された。なお、山田中学校バレーボール部は本年度の中体連においても優勝を果たしたとのことであった。

文化財課が実施した「物知り博士大集合」や「なりきりコンテスト」についても、当日の写真等を用いて報告された。

5.3 令和 8 年度学校 CIO 研修について

5 月 20 日（水）、五十市地区公民館において、学校 CIO 研修を実施したことが報告された。

学校 CIO とは、校長がその責任者として情報教育を推進する役割を担うものであり、原則として全校長が参加した。研修では南九州大学の渡辺准教授等を交えたパネルディスカッションが行われ、各学校からもチャットを通じてリアルタイムで参加・意見交換がなされた。

研修の主な論点として、デジタルとアナログのベストミックス（フィンランドの「最長 15 分」原則の紹介等）、各学校における組織的ボトムアップの必要性（失敗事例共有の重要性、心理的安全性の確保）、生成 AI の安全な活用（ハルシネーションへの批判的検討能力の育成）、及び校長が担う三つのアクション（ビジョンの宣言・失敗を称賛する文化の醸成・デジタル空間における児童生徒の変容への着目）が示された。

また、NotebookLM を活用して研修内容を生成 AI で要約した音声資料を作成し、その一部が委員会の中で紹介された。

研修後、各学校において早速様々な取組が展開されていることが学校ホームページの記事等を通

じて紹介された。沖水小学校、志和池小学校、丸野小学校、富吉小学校、縄瀬小学校、小松原中学校（八坂先生による全校向けデジタルリテラシー向上授業）、志和池中学校（生成 AIGemini の開放）、高崎中学校（AI ドリルを活用した個別最適な学び）等の事例が紹介された。

なお、文部科学省の生成 AI パイロット校事業として、小松原中学校と大王小学校が B 区分及び C 区分（校務と学習活用）に指定されたこと、また、志和池中学校校区の 3 校（志和池小学校、丸野小学校及び志和池中学校）が実践校の補助として A 区分の指定を受けたことも報告された。

5.4 生徒指導状況報告について

5.4.1 不登校・不登校傾向について

不登校及び不登校傾向については、小学校が昨年度比 27 名増、中学校が昨年度比 44 名増となっており、今年度の大きな課題として位置づけていることが報告された。

5.4.2 暴力行為について

暴力行為については、小学校 2 件（生徒間及び対教師暴力各 1 件、いずれも自己コントロールの困難な児童に係るもの）、中学校 2 件（3 年生から 1 年生への暴力行為及び複数回の対教師・生徒間暴力の事案）が報告された。

5.4.3 非行について

非行については小学校 1 件として、小学校 4 年生の児童が保護者の財布から 10 万円以上を抜き出し、友人に物品を購入してあげていた金銭トラブルが報告された。

5.4.4 交通事故について

交通事故については小学校 1 件、中学校 2 件が報告された。中学校の 1 件は自転車同士のハンドル接触による転倒で左手首骨折、もう 1 件は渡り廊下において石でキャッチボールを行っていた際に、相手生徒の右まぶた付近に石が当たり全治 1 週間の怪我を負った事案であった。

5.4.5 いじめについて

いじめについては、4 月に小学校 22 件・中学校 13 件の報告があり、解消率は小学校 80.0%、中学校 67.6%であることが報告された。特徴的ないじめ案件として、小学校 5 年生の男女間案件（じゃんけんで負けた者が告げ口する女子を論破しようとグループで行動したもの）及び小学校

3 年生の案件（男児が女児を押したり、傷つく発言をするなど日常的な行為があったものの 2 件が報告された。双方の保護者は学校の対応に納得しており、現在経過観察中であることが報告された。

5.4.6 虐待案件について

虐待案件については非公開とされた。

6. 議事

6.1 報告第 48 号 都城市高城郷土資料館企画展「時をつなぐ高城町 ～移り行く故郷の風景～」開催要項制定について

説明（高城地域生活課長）：明治時代から現代に至る高城町の変遷について写真を通じて紹介し、地域の歴史と発展の歩みを視覚的に伝えることを目的とする企画展であり、令和 8 年 8 月 1 日（土）から 8 月 30 日（日）まで高城郷土資料館企画展示室で開催する。

明治から現代の写真を並べて比較展示するほか、先着 200 名へのオリジナルクリアファイル配布やこま回しなど昔遊びの体験コーナーを設置する。入館料は別途必要となるが、本企画展については無料とする。

質疑応答はなく、報告第 48 号は承認された。

6.2 報告第 47 号 都城島津邸アートプロジェクト「プロローグ」開催要項の制定について

説明（都城島津邸館長）：宮崎を拠点に活動する女性アーティスト 14 名で構成するブラボーkids プロジェクトと都城西高等学校美術部が主催し、都城島津邸本宅において美術作品展覧会を開催するもの。開催期間は令和 8 年 7 月 29 日から 8 月 23 日まで。都城や都城島津家の歴史を広く発信し、郷土愛の醸成を図るとともに本館の魅力を発信することを趣旨とする。

西高校美術部による歴史探究ツアーを週 2 日午前午後の 4 回程度開催し、最後に石蔵カフェで日本茶等を提供する予定である。

質問（高木委員）：展覧会タイトルの「たゆたう」とはどういう意味か。

回答（都城島津邸館長）：石蔵が文化財であるため壁に直接作品を設置することが難しいことから、イーゼル等を用いて揺らぎのある布の作品等を展示するという内容に由来する表現であり、辞書にも掲載されている語である。

報告第 47 号は承認された。

6.3 報告第 45 号 令和 8 年度都城市美術展開催要項の制定について

説明（美術館長）：第 72 回都城市美術展の開催に係る要項を制定するもの。美術展の期間は令和 8 年 9 月 12 日から 27 日で、美術館及び市立図書館で展示を行う。美術展への応募資格は、高校生以上とし、22 歳以下の出品料は無料、出品点数は 1 人 2 点までとする。審査員は、青山浩之氏、南雄介氏に加え、今年度新任となる松下久子氏、光田由里氏の 4 名である。

質問（岡村委員）：市美術展と同様の展覧会を県内で実施している自治体はどこかあるか。また図書館と美術館で展示する作品は入替を行うのか。

回答（美術館館長）：延岡市・日向市等でも開催しており担当者間で連絡を取り合っている。図書館には立体作品を展示しており、展示作品の入替は行っていないが、入口で案内している。

報告第 45 号は承認された。

6.4 報告第 46 号 令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡展」開催要項の制定について

説明（美術館長）：令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡展」を、令和 8 年 10 月 24 日から 12 月 6 日にかけて開催する。岸田劉生は、日本近代美術史上の重要人物であり、南九州における約 70 年ぶりの回顧展となる。油絵や素描、版画、装丁画など多彩な作品約 180 点を展示する。

質疑応答はなく、報告第 46 号は承認された。

6.5 議案第 11 号 令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡展」観覧料の設定について

説明（美術館長）：令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡展」の観覧料については、一般当日が 1,000 円、高校生・大学生は 500 円、中学生以下については無料とする。また、前売や団体割引なども各種設定する予定である。

質疑応答はなく、議案第 11 号は承認された。

6.6 議案第 12 号 令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡展」開館時間の変更について

説明（美術館長）：令和 8 年度特別展「岸田劉生 美の軌跡」展の開催期間中となる 11 月 20 日（金）及び翌 21 日（土）において、新規客層の開拓やゆとりある鑑賞機会の提供を目的とし、開館時間を通常「午前 9 時から午後 5 時」のところ、「午前 9 時から午後 8 時」に変更する。

質問（高木委員）：ナイトミュージアムを今後さらに拡充する考えはあるか。

回答（美術館館長）：令和 7 年度は 4 回開催したが、今回は、費用対効果を考慮して 2 日間とした。入場者の状況を見ながら臨機応変に対応したい。

議案第 12 号は承認された。

6.7 議案第 13 号 都城市立美術館協議会委員の委嘱について

説明（美術館長）：都城市立美術館協議会の委員を委嘱するもの。10 名の委員のうち、元都城工業高等学校教諭の菊池則生氏及び南九州大学の准教授である吉田健氏が新任で、残る 8 名は再任となる。任期は令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで。

質疑応答はなく、議案第 13 号は承認された。

6.8 報告第 43 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命について）

説明（学校給食課長）：令和 8 年度都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則の規定に基づき、臨時代理したので、その承認を求めるもの。委員は知識経験を有する者や小・中学校長、都城市学校給食主任部会の代表者、PTA の代表者、保健所、医師会及び薬剤師会の代表者で構成され、新任 9 人含め、17 名を委員に委嘱又は任命するもの。任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで。

（報告第 44 号と併せて審議）

6.9 報告第 44 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（学校給食における食物アレルギー対応マニュアル策定委員会委員の委嘱又は任命について）

説明（学校給食課長）：学校給食における食物アレルギー対応マニュアル策定委員会委員の委嘱について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則の規定に基づき、臨時代理したので、その承認を求めるもの。本策定委員会については、医師会や薬剤師会、保健所、校長会、PTA 連絡協議会、消防局、市教育委員会学校教育課、養護教諭部会、栄養教諭・学校栄養職員部会から指名された 9 名で構成され、任期は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなる。

質問（高木委員）：運営審議会とアレルギーマニュアル策定委員会で重複する委員の負担が大きいのではないか。

回答（学校給食課長）：できるだけ同日開催とする予定である。

質問（中原委員）：運営審議会とアレルギー策定委員会は年間何回開催するのか。

回答（学校給食課長）：運営審議会は年 2 回、アレルギー策定委員会は年 3 回を予定しており、うち 2 回は運営審議会と同日開催とする。

質問（中原委員）：各給食センターにおける避難訓練の実施状況と訓練マニュアルの整備状況はどうか。

回答（学校給食課長）：都城センターは年 1 回実施しており、他センターも消火訓練等を計画している。訓練実施時にはマニュアルを作成して対応している。

報告第 43 号及び第 44 号は承認された。

6.10 報告第 30 号 都城市文化振興懇話会委員の推薦について

説明（教育政策課長）：文化団体等の育成と文化芸術の振興に広く市民の意見を取り入れることを目的として、都城市文化振興懇話会を設置している。今般、教育委員会から女性委員 1 名の推薦依頼があった。現在の各委員の就任状況に鑑み、事務局案として岡村委員を推薦するもの。任期は委嘱の日から令和 9 年 3 月まで。

質疑応答はなく、報告第 30 号は承認された。

6.11 報告第 51 号 都城市立中学校における夏季制服のポロシャツの導入について

説明（教育政策課長）：経済面・管理面における保護者負担の軽減、暑さ対策並びに生徒の安心安全な学校生活の確保を目的として、市立中学校における夏季制服にポロシャツを導入する。導入に向けたスケジュールとしては、6 月 24 日の校長会において方針を説明するとともに制服業者へのヒアリングを実施し、その後、議案第 16 号に基づくワーキンググループにおいて仕様等に関する検討・決定を行い、本年中に公表の上、令和 9 年度以降の導入を予定している。

（議案第 16 号と併せて審議）

6.12 議案第 16 号 都城市立中学校における夏季制服軽装化ワーキンググループ設置要綱の制定について

説明（教育政策課長）：報告第 50 号のポロシャツ導入の検討を目的としたワーキンググループ設置に係る要綱を制定するもの。要綱の主な内容として、第 1 条では設置目的を、第 2 条では夏季制服の使用等に関する検討を所掌事務として規定している。第 3 条の組織においては、構成員を

小中学校校長会、PTA 連絡協議会、教育委員会、及び教育委員会が特に必要と認める者とし、リーダー及びサブリーダーを置くこととしている。また、児童生徒の意見を反映させるため、第 5 条第 2 項において委員以外の関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる旨を規定している。

意見（赤松委員）：夏季制服へのポロシャツ導入について、資料に記載された目的に加え、生徒が涼しい環境の中で学習に取り組むことができるようになることから学力向上にも寄与するものと考えられるため、大いに賛成である。

質問（高木委員）：導入方針については好意的に受け止めている。一方、経済的に厳しいご家庭への配慮として、衣類のリユースに積極的に取り組んでいる民間団体等との連携により、制服の再利用を促進できればより一層望ましいのではないかと。また、どの程度の価格に抑えることを想定しているか。

回答（教育政策課担当）：現在の夏季制服については、男子が約 5,000 円、女子が約 7,000 円程度の費用がかかっており、ポロシャツ導入後はこれよりも安価となるよう検討を進めている。また、リユースについては、既に学校独自の取り組みとして実施しているところもあり、そうした取り組みをなくすことは考えておらず、公表のタイミングに合わせて、現在行われているリユースの取り組みについても併せて周知する予定である。さらに、現在、在校している生徒に対して一律に新制服の購入を強制することは想定しておらず、段階的な移行について配慮する方針である。

質問（岡村委員）：先に説明のあったリユースの取り組みについては、衣類そのものを再使用するリユースなのか、それとも生地等を原材料として活用するリサイクルなのか。

回答（教育政策課担当）：衣類そのものを再使用するリユースである。

意見（中原委員）：男女が同じデザインのポロシャツを着用することにより、男女間でのリユースが可能になるという利点があること、さらに都城市の標準服として統一されることにより学校をまたいでの流通も可能となることから、その方向で積極的に推進していただきたい。

報告第 51 号及び議案第 16 号は承認された。

6.13 報告第 49 号 令和 8 年度の小・中学校施設整備計画について

説明（教育施設課長）：本年度は一次避難所指定の学校を中心に体育館空調設備整備工事を小学校 7 校・中学校 3 校で実施し、令和 12 年度までに 53 校への設置を完了する計画である。また西小学校の教室棟建替工事及び上長飯小学校の管理教室棟長寿命化改修工事が進行中であるほか、トイレ洋式化工事（令和 8 年度末に洋式化率 66.7%達成見込み）、照明 LED 化工事等が順次実施される予定となっている。

質問（赤松委員）：施設整備計画表中の「19 棟」「32-1 棟」等の番号表記はどのような意味があるのか。

回答（教育施設課長）：施設台帳に記載された棟番号である。

意見（赤松委員）：今後は当該番号の記載の必要性を再検討するとともに、表記するのであればわかりやすい説明を付してほしい。

質問（高木委員）：西小学校についてはグラウンドが狭いが大丈夫か。

回答（教育施設課長）：現在、グラウンドに仮設校舎を設置し対応している。増築工事が完了すれば、仮設校舎は撤去され、グラウンドは復旧されることになっている。

報告第 49 号は承認された。

6.14 報告第 40 号 令和 8 年度巡回企画展「コレがイチオシ♡地域の遺跡 ～新市誕生から 20 年の発掘調査で分かったこと～」開催要項の制定について

説明（文化財課長）：市民の地域の歴史への関心を深めることを目的として、新市誕生から 20 年間の発掘調査の成果を紹介する巡回展を開催するもの。会場は図書館・山之口総合支所・高城生涯学習センター・中央公民館の 4 か所で、会期は各会場 20 日間（中央公民館のみ 15 日間）、入場無料とし、図書館ではワークショップも併せて実施する。

質疑応答はなく、報告第 40 号は承認された。

6.15 報告第 41 号 令和 8 年度夏季体験学習会「土器の拓本をとってみよう！」開催要項の制定について

説明（文化財課長）：夏休み期間に郷土愛の醸成と課題研究への活用を目的として、小・中学生を対象に縄文土器の拓本体験と土器コースター作りを実施するもの。8 月 4 日から 8 日までの 5 日間、1 日 24 名（午前・午後各 12 名）、計約 120 名が参加予定であり、昨年のだ員割れを踏まえ、今年度は全小・中学生へのチラシ配布を行うとともに、オンライン及び電話の双方で申し込みを受け付ける。

質疑応答はなく、報告第 41 号は承認された。

6.16 報告第 42 号 都城歴史資料館「ナイトミュージアム」開催要項の制定について

説明（文化財課長）：歴史資料館の周知と郷土愛の醸成を目的として、隣接する佐野神社の六月

灯に合わせ令和 8 年 7 月 15 日の 17 時から 21 時まで夜間開館を行うもの。令和元年度の初回開催以来、コロナ禍もあり断続的に開催しているが、今回、通算 4 回目の開催となる。光灯籠作りや光るぶんぶんゴマ作りのワークショップ等を企画し、入館料は無料とする。

質疑応答はなく、報告第 42 号は承認された。

6.17 議案第 9 号 都城市文化財保存活用地域計画作成協議会委員の委嘱について

説明(文化財課長):文化財保存活用地域計画の策定を目的として協議会を設置するものであり、学識経験者 4 名(九州医療科学大学・鹿児島大学・都城高専・南九州大学)、商工・観光・まちづくり団体関係者 3 名、民俗芸能保存連合会代表 1 名、県文化財課職員 1 名の計 9 名に委嘱する。任期は文化庁長官の計画認定日までで、おおむね 2 年(令和 9 年度末頃)を見込んでいる。

質問(高木委員):委員を 9 名委嘱しているが、10 人以内という規定に対して最低人数の定めはあるのか。各分野から必ず 1 名は出席いただかなければならないという考え方があるということか。

回答(文化財課長):要項上、最低人数の規定は設けていない。ただし、各団体からの代表者及び各専門分野からの学識経験者については、それぞれ 1 名ずつの参加が不可欠と考えており、委嘱を辞退された場合には同一分野・同一団体から代替の方を選任することとしたい。人数の固定ではなく、各分野・各団体からの参加を確保することを基本的な方針としている。

議案第 9 号は承認された。

6.18 議案第 10 号 国史跡大島島田遺跡附郡元西原遺跡史跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

説明(文化財課長):国史跡大島島田遺跡の史跡保存活用計画を策定するため委員会を設置するもの。学識経験者 4 名(鹿児島大学・宮崎産業経済大学・南九州大学・都城高専)及び地元自治公民館長 2 名の計 6 名に委嘱する。任期は概ね 2 年を見込んでいる。

なお、委員名簿において、石田智子氏の職位が「教授」と記載されているが、正しくは「准教授」である旨の資料訂正の説明があった。

質問(教育長):議案第 9 号及び第 10 号いずれも任期については「概ね 2 年」との説明があったが、文化庁長官による認定を見据えた期間設定となっているのか。

回答(文化財課長):お見込みのとおり。認定が予定より早く実現した場合は、認定日をもって協議会、委員会は解散することとなる。現時点では令和 9 年度末頃までかかる見込みであり、仮にそれ以上に延びた場合は任期を延長することになる。

議案第 10 号は承認された。

6.19 報告第 34 号 令和 8 年度第 62 回都城市市民大学講座の開催について

説明（生涯学習課長）：昭和 40 年度から続く市民密着型の生涯学習講座であり、7 月から 9 月にかけて毎週火曜日、中央公民館を主な会場として全 11 回実施するものである。第 1 回は池田市長による公開講座として手話通訳も配置する。

質疑応答はなく、報告第 34 号は承認された。

6.20 報告第 35 号 令和 8 年度都城市人権啓発標語募集要項の制定について

説明（生涯学習課長）：市内の小中学生及び市内居住者・勤務者・通学者を対象に約 7,000 件の応募を見込むものであり、生成 AI による作成物でないかの解析も実施し、12 月 6 日の人権啓発推進大会において表彰を行う。

質問（赤松委員）：標語を書く機会を通じて親子や友人と話し合う時間を確保することが大切であり、学校へその趣旨をしっかりと伝えてほしい。

回答（生涯学習課長）：学校への依頼において趣旨を丁寧に伝える。

意見（高木委員）：一般的に人権というと友達など他者への思いが強くなりがちだが、「自分にも人権がある」という視点の啓発も重要ではないかと思う。

報告第 35 号は承認された。

6.21 報告第 36 号 令和 8 年度都城市人権啓発推進協議会講演会開催要項の制定について

説明（生涯学習課長）：8 月 17 日にウェルネス交流プラザにおいて「職場で実感する人権」と題し、メンタルヘルスコミュニケーション等を専門とする錦井祐子氏を講師として招き開催するものである。

質疑応答はなく、報告第 36 号は承認された。

6.22 報告第 37 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市人権啓発推進協議会会長、副会長及び幹事の委嘱又は任命について）

説明（生涯学習課長）：都城市人権啓発推進協議会の会長・副会長・監事として西田員敏事業担当副市長ほか計 22 名を 6 月 2 日付で委嘱・任命したものであり、人権啓発特集号の作成や年 2 回の講演会等を実施する。

質疑応答はなく、報告第 37 号は承認された。

6.23 報告第 38 号 令和 8 年度第 31 回都城市小学校読書感想文コンクール募集要項の制定について

説明（生涯学習課長）：国語主任等の意見を踏まえ本年度から応募文字数を 3・4 年生で 153 文字、5・6 年生で 200 文字引き下げるとともに、国語主任宛にも依頼文書を配布し全学校からの作品提出を目指すものである。

質問（岡村委員）：冊子「くれよん」の発送が例年より遅かったのはなぜか。また、AI が提示した視点をもとに自分で執筆する場合の取扱いはどうなるか。

回答（生涯学習課長）：冊子「くれよん」の作成については、例年、年度末から年度初めにかけて行うが、単純に作成が遅れたことが原因であり、来年度以降は改善する。AI の補助的活用については、持ち帰り検討させていただきたい。

意見（教育長）：生成 AI が作成した文章をそのまま提出することは不可とすべき。ただ、AI にも思考モードという、答えは出さないで、子どもと一緒に考えていくというモードがある。そのようなかたちでの AI の係わりは許容すべきと考えるが、生涯学習課でも検討してほしい。

意見（高木委員）：1、2 年生などは書き方を親に相談することもあるかと思うが、親が AI を使ってしまう、結果として子どもを傷つけてしまうことも懸念される。親に趣旨を理解いただくことが必要かと思う。

報告第 38 号は承認された。

6.24 報告第 39 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市少年補導委員の委嘱について）

説明（生涯学習課長）：都城市少年補導委員 175 名を、令和 8 年 6 月 1 日付で委嘱したもの。長年にわたりご尽力いただいているボランティア委員については、積極的に各種表彰に推薦している。

質疑応答はなく、報告第 39 号は承認された。

6.25 報告第 31 号 令和 8 年度中学生海外派遣事業派遣団員の決定について

説明（学校教育課長）：平成 28 年度から実施している本事業は、1 次選考 71 名、2 次選考 44 名を経て市内中学生 20 名を派遣団員として決定したものである。令和 8 年 7 月 30 日から 8 月 5 日までオーストラリアへ派遣し、今年度は交流 10 周年を記念した式典も開催予定である。

意見（赤松委員）：派遣団員の構成が市立、県立附属、私立とバランスよく選定されており、引率者も含め充実した事業になるよう指導をお願いしたい。

回答（学校教育課長）：御意見を踏まえ、引き続き有意義な事業となるよう努める。

質問（高木委員）：ホームステイ先での学習内容についてオーストラリア側との確認・調整が必要ではないか。

回答（学校教育課長）：受け入れ側との連絡調整については引き続き確認を行う。

質問（岡村委員）：1 次選考の応募状況及び派遣人数の増員を検討しているか教えてほしい。

回答（学校教育課長）：1 次選考には多くの方に応募いただいた。派遣人数の増員は現在検討していないが、より多くの生徒が海外文化交流を経験できるよう、オーストラリアから派遣された際の受入校を、全校で輪番制とする方向で検討を行っている。

報告第 31 号は承認された。

6.26 報告第 32 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（小規模特認校制度を利用した転入学の許可について）

説明（学校教育課長）：小規模な環境での学習を希望する児童 1 名について、令和 8 年 5 月に笛水小中学校への転入学を許可したもの。当該児童については、現在新しい環境に適応し、順調に学校生活を送っている。

意見（赤松委員）：小規模特認校制度が地域の学校活性化に大きく寄与していると感じており、今後も推進をお願いしたい。

回答（学校教育課長）：小規模特認校制度の推進を図っていく。

質問（高木委員）：小規模特認校に行きたくても交通手段がなく行けない場合があると思われるが、アクセス面での支援策を検討できないか。

回答（学校教育課長）：支援体制の充実を検討している。

報告第 32 号は承認された。

6.27 報告第 33 号 都城市教育資金融資取扱要綱の一部改正について

説明（学校教育課長）：都城市と九州労働金庫都城支店が提携する教育ローンについて、県内各自治体一律での利率改定として九州労働金庫から要請があり、令和 8 年 4 月 1 日からの融資利率を 0.25%引き上げるものである。

質疑応答はなく、報告第 33 号は承認された。

6.28 議案第 14 号 都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員の委嘱について

説明（学校教育課長）：都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員 5 名を委嘱するものであり、うち 1 名は新任として南九州大学講師の石本隆士氏を選定した。同氏は小学校指導教諭としての豊富な実践経験を有する方であり、専門的知見が期待される。

質疑応答はなく、議案第 14 号は承認された。

6.29 議案第 15 号 都城市生成 AI ガイドライン（教育利用）の策定について

説明（学校教育課長）：文部科学省の令和 6 年 12 月改訂ガイドラインを踏まえ、本市として教育利用の生成 AI ガイドラインを策定したもの。最終判断はあくまでも人間が行うという人間中心の利活用と、AI からの回答を鵜呑みにしない情報活用能力の育成強化を基本方針としている。

併せて、現在修理中の学習者用端末が約 400 台に達しており、一部の学校において 1 人 1 台端末環境での授業が困難になっている状況が報告された。2 学期の端末更新において、予備機 1,048 台を含め、夏休み中に全児童生徒への端末配備を完了する予定であり、今学期の対応として端末の共有や学年やクラス間で順番活用を依頼している旨の説明がなされた。

質問（中原委員）：修理中の端末が約 400 台に達し授業に支障が出ているとのことで、「誰一人取り残さない」という方針との整合を保つためにも、早期の手当をお願いしたい。

回答（学校教育課長・教育政策課長）：深刻に受け止めている。2 学期の端末更新時には予備機 1,048 台を配備するなど、万全の体制を整えたい。今学期は端末の共有等で対応をお願いしたい。

報告第 15 号は承認された。

6.30 報告第 50 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和 7 年度 3 月補正予算（専

決分) について)

説明（教育部長）：令和 7 年度 3 月補正の専決分として、奨学資金貸付の返済について、1 件の滞納に伴い、歳入減の補正を行った旨報告された。現時点において、滞納のあった 1 件については既に返済が完了していることが付記された。

6.31 議案第 8 号 令和 8 年度 6 月補正について

説明（教育部長）：歳入補正額 4 億 2,747 万 3 千円の増、歳出補正額 5 億 730 万 2 千円の増を計上している。主な歳出補正の内容として、西向原地区子供会からの寄附を受けての山之口小学校備品購入費の増、小中学校ネットワーク再構築事業にかかる委託料等の増、生成 AI パイロット校（大王小学校・小松原中学校）の GIGA スクールにおける学びの充実事業の増並びに学校給食無償化に伴う食物アレルギー等対応給付金の給付に伴う財源組替が説明された。

質問（高木委員）：歳入と歳出の補正後額に差異が生じているのはなぜか。

回答（教育部長）：教育委員会分のみを抜粋して記載しているため不突合が生じているが、一般会計全体としては、歳入・歳出の補正後額は同額となっている。

質問（岡村委員）：食物アレルギー等対応給付金（完全停止者 1 食 288 円、一部停止者 224 円）の算出根拠は。

回答（教育部長）：令和 7 年度の実績 26 名をもとに令和 8 年度は 28 名と見込み、月額を積算したものの。

質問（中原委員）：GIGA スクールにおける学びの充実事業の旅費とは何か。

回答（教育部長）：大王小学校及び小松原中学校、各学校 3 名が東京での研修に 2 回参加するための費用となる。

議案第 8 号は承認された。

7. その他（連絡事項）

各課からの連絡事項なし

8. 今後の予定

事務局から、6 月及び 7 月のスケジュールについて説明があった。

6 月 9 日：学校訪問（高崎小学校：高木委員）

6 月 12 日：学校訪問（東小学校：高木委員）
6 月 17 日：学校訪問（山田小学校：岡村委員）
6 月 19 日：学校訪問（志和池小学校：高木委員）
6 月 23 日：学校訪問（丸野小学校：岡村委員）
6 月 25 日：学校訪問（木之川内小学校：中原委員）
6 月 26 日：学校訪問（志和池中学校：赤松委員）
6 月 30 日：学校訪問（高崎麓小学校：岡村委員）
7 月 1 日：学校訪問（大王小学校：中原委員）
7 月 2 日：学校訪問（南小学校：岡村委員）
7 月 3 日：学校訪問（沖水小学校：赤松委員）
7 月 6 日：学校訪問（五十市中学校：赤松委員）
7 月 7 日：学校訪問（石山小学校：岡村委員）
7 月 8 日：学校訪問（五十市小学校：中原委員）
7 月 9 日：都城市立小・中学校経営ビジョン説明会
7 月 13 日：都城市立小・中学校経営ビジョン説明会
7 月 15 日：学校訪問（妻ヶ丘中学校：赤松委員）
7 月 27 日：総合教育会議
7 月 28 日：青少年健全育成市民会議総会

9. 閉会

教育長から、令和 8 年 6 月定例教育委員会の閉会が宣言された。

署名委員

署名委員

書記

教育長